

事務連絡
令和5年6月2日

都道府県・指定都市・中核市 民生主管部（局） 御中

こども家庭庁成育局成育環境課
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

梅雨期の大雨及び台風による災害時の民生委員・児童委員活動について
(注意喚起)

平素より、厚生労働行政及びこども家庭行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

民生委員・児童委員においては、災害時においても、被災者への見守りや相談支援など重要な役割を担っていただいていると認識しております。

近年、梅雨期の大雨や台風により各地で甚大な被害が生じているところであり、これらの災害時の活動は危険を伴うことが考えられます。

災害が発生する恐れが高い状況下（災害発生前）に、やむを得ず訪問などの屋外における危険を伴う活動を行う際には、民生委員・児童委員ご自身の安全を確保した上で対応することが前提となります。

一方、避難情報が発令中（災害発生後）に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要が生じた場合には、民生委員・児童委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要です。

各都道府県におかれましては、これらの趣旨をご理解いただいた上で、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等へ注意を喚起し、民生委員・児童委員の方々への周知徹底を併せて行っていただきますよう、お願いいたします。